

第 0 2 2 5 1 0 5 1 4 号
コピー厳禁

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンバイロメント 株式会社

代表取締役 和波 剛

優良

複写厳禁

本許可証の写しを複製・印刷し、
本条の第1項の許可を受けた者であることを証する。
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

静岡県知事

川勝

平太

複写厳禁

許可の年月日 平成28年 7月19日

許可の有効年月日 令和 5年 7月18日

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
殿に発行致します。
許可取得のための使用は無効です。

年 月 日
静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等（微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。）、PCB汚染物（微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったものに限る。）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロ

ロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃水銀等

以上 96品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	7月19日	新規許可
平成18年	7月19日	更新許可
平成23年	8月29日	更新許可
平成28年	8月15日	更新許可
令和2年	6月1日	名称変更

5. 積替え許可の有無 有

市名 静岡市 許可番号 06261051046

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無